

第3回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日(火) 午後1時00分から午後4時00分
2. 開催場所 糸島市交流プラザ二丈館 会議室4
3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

議事

- 議案第17号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
- 議案第18号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第19号 非農地証明願について
- 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第23号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第25号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について
議案第26号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. その他

- 1) 農地移動適正化あっせんてん末届について (報告)
- 2) 農地法第3条の規定による許可の取り消し願について (報告)
- 3) 農地取得に係る営農ヒアリング資料について
- 4) 農政対策委員会報告について
- 5) 農地対策委員会A班の報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表 (3月認定分)
- 7) 今後の予定について
- 8) その他

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	楠 原 一 昭
農 地 活 用 係 長	前 村 永 久
主 幹	古 川 康 浩
主 事	赤 嶺 尚 人
主 事	沖 香 菜 子

事務局

井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

こんにちは。

5月になりまして、農業者としては今から農繁期、忙しくなるわけですが、そんな中出席いただきましてありがとうございます。

話は変わりますが、2月24日にロシアがウクライナに侵略しまして2か月以上たっておりますが、皆様も御存じのように、毎日テレビのほうでも戦争の痛ましい状況が報道されております。皆さんも心が痛まれていることと思います。

ちょっと下世話な話でございますが、日本の肥料の大体4分の1はロシア、ウクライナから肥料の全体が輸入されているそうです。今後、今はもう少し在庫があるかと思いますが、それがなくなってくれば肥料の値段も今の1.5倍ぐらいに跳ね上がるというふうなことでございまして、我々農業者としましては、いろんな資材が高騰する中で、また肥料もそれだけ高値で販売されるようになりますと、経営的には大変な時代を迎えるわけですが、我々もウクライナの人々に負けないように努力しながら農業経営を続けていきたいと思っております。

ただいまより第3回糸島市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、全員の委員が出席しております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在19名で、委員の過半数が出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。田中正一委員と宗孝幸委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第17号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」、御審議をお願いいたします。

それでは、内容のほうを説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、登録につきまして御審議をお願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。

この方はあそこの道とか何とかは、あの経過はどげんだったと。

事務局

すみません、申請人につきましては、また後ほど報告があるかと思いますが、農地対策委員会のほうで現地を見に行つて、今回耕作地の造成がありましたけれども、里道敷地が確認できない状況になっていて、この分につきまして、こちらに御来場いただくような通知をお出しし、先月4月末には届いている状況かと思いますが、その後連絡がない状況でございます。この分につきましては、是正する分は是正するということで、こちらの方面での対応等は今後必要になってくるかと考えております。今回絡めてするものなのかどうなのかというのはありますが、御本人のほうからまだこういうふうにしたいんだというところ、また、そこにつきましては農業施設用地に一部したいという計画もございますので、案内通知といたしますか、呼出しまではいきませんが、内容を確認したいという通知を送っておる状況で、まだ先方から御連絡がないという状況でございます。以上です。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。

この件につきましては、ここにあつせん譲受候補者の登録に載せてくれということで出ておるんですけども、無断に農地改良はしてある、里道は一緒たくり、里道か畑か分からないようにしてあるといった時点になっております。

それで、皆様方はどういうふうにお考えですか、それはそれ、譲受候補者になるのはまた別という考えか、ちょっとその辺りの意見を聞かせていただきたいと思いますが。

職務代理者

先日、4月19日やったですかね、農地対策A班でここを、新規就農の営農確認ということで見に行きましたら、先ほど会長が言われたように、無断で農地改良をして、そこにもハウスを建てかけられていました。そして里道も、言われるように、どこが境目か分からんような状態でございます。こういうふうな状態であつせん登録譲受候補者名簿に登録するにはいかがなものかと私は思います。

議 長

ほかに何か。

農業委員　　これは、多分107ページの6番がその方だろうと思うんですが、現地調査、農地対策で行かれた中で、実際そんな作付をしてあるような場所はあったのでしょうか。

職務代理者　　まだあそこは温室を購入されて、あそこで高設のイチゴを作りたいというふうなお話が上がっておるようですが、まだ準備中ということで、まだ営農開始はされていませんでした。以上です。

議　長　　ほかに何かありませんでしょうか。

農業委員　　その違反の件と申しますか、そういうふうなことがあつてのこの登録の是非ですけれども、やっぱり前にそのことをある程度整理してから進めていったほうがいいんじゃないかと思ひます。

議　長　　ただいま、まずはこれを整理しておいて、この譲受候補者の申出をしてもらったかどうかというふうな意見がありますけれども、ほかに何か反対意見がありましたら、候補者として上げてもいいんじゃないかという意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議　長　　ないようですので、この件につきましては、その案件と申しますか、それがあつた程度、意見なりどうするのかということをお願いした後に判断したいと思ひますので、この件につきましては継続審議といたしたいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議　長　　全員ですね。それでは、継続審議とさせていただきます。

議　長　　それでは、次の議案に移ります。

事務局　　議案書の3ページをお願いいたします。

議案第18号「農地移動適正化あつせん申出(譲渡)について」、あつせん委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、1番から説明いたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

また3ページに戻っていただきまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらにつきましては、議案書の96ページにあっせんのでんまつ書をつけておきまして、こちら先月の総会で譲受候補者等を選定していただいておりますけれども、あっせん等が不調に終わったということででんまつ届が出ておりますし、譲渡し希望がございますので、また今回も譲受候補者等の選定のため議案に計上しているものでございます。

以上4件でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がありました。

あっせん推進委員さんとあっせん農業委員さんの指名をいたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、あっせん候補者の選定をよろしくお願いいたします。それ以外の方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議長

それでは、譲受候補者の発表をお願いいたします。

まず、受付番号1番につきまして、譲受候補者の発表をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

続きまして、受付番号2番の譲受候補者の発表をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、受付番号3番の譲受候補者の発表をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、受付番号4番につきましての候補者をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、事務局のほうより再度確認の発表をお願いします。

事務局

【地区別にあっせん委員を指名】

議長

それでは、あっせん成立に向けて、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第19号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、非農地証明願の説明をお願いいたします。

番号1番につきましては、推進委員、お願いします。

推進委員

非農地証明願。

議案書の15ページをお願いします。

非農地証明願について、現地の報告をします。

4月22日に現地調査を行いました。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の18ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いします。

現地は庭木が植えてあり、隣地の宅地の一部となっています。昭和58年の航空写真も同じ状況であり、20年以上前から建築物の敷地として使

用されていたと認められるため、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告します。

議長 続きまして、受付番号2番をお願いします。

推進委員 非農地証明願。
議案書の15ページ。
4月22日に現地調査を行っております。
受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の20ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

現地は2筆とも山林化しており、農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告します。

議長 続きまして、3番をお願いいたします。

推進委員 非農地願。
4月22日に現地調査を行っています。
受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の22ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

この申請は、先月総会で継続審議となった案件です。2筆とも40年前農地許可申請が出ており、造成行為の確認できましたが、農地の現状を見て、試し掘りにより判断するというものでした。

現地を掘ったところ、20センチ辺りから採石やコンクリートが出てきました。こういう状況では農業機械も入れませんし、継続した営農も困難であると認められるから非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告します。

議長 ありがとうございます。続きまして、受付番号4番をお願いいたします。

推進委員 非農地証明願。

4月22日に現地調査を行いました。
受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の24ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いします。

申請の理由として、海水が入り営農できないということでしたが、現地ではそのような状況は確認できず、雑草が生い茂ったところもありましたが、一部は管理されているところもありました。農業機械も入れる状態でありましたので、非農地であるとは認められないという意見でまとまりました。以上、報告を終わります。

議長

続きまして、受付番号5番をお願いいたします。

推進委員

非農地証明願。
議案書の16ページをお願いします。
4月22日に現地調査を行いました。
受付番号5番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の26ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の9ページから10ページもお願いします。

現地は採石が敷設され、住宅への通路のような状態でした。住宅建築が平成元年と確認できまして、20年以上前から建築物の敷地として使用されていたものと認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長

それでは、受付番号6番をお願いいたします。

推進委員

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の28ページの地図をお願いします。現地調査の説明資料の11と12ページをお願いします。

申請地のうち1筆は住宅への進入道路で、もう一筆は隣地の住宅の中の敷地となっていました。20年以上前から道路の敷地や建築物の敷地とし

て使用されていたものと認められることから、非農地であるという見解でまとまりました。以上、報告終わります。

議長 続きますして、受付番号7番をお願いします。

推進委員 非農地証明願。
4月22日に現地調査を行っています。
受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の30ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。

この申請は、去年の9月総会で非認定相当で審議しておりましたが、状況が変わったということで再申請となっています。当時は周囲の農地は申請人の所有農地であり、通作道として一体利用が可能という判断でしたが、南側の隣地は農家住宅で売買され、また北側は農家住宅を建築された方に今年の3月に農地売買をされ、状況が変わっています。

現地は隣地の法面の状態でした。申請地自体の耕作は困難ですが、隣地農地との一体利用の可能もあることから、隣地の地権者と協議してはどうかという意見でまとまりました。結果としては継続審議です。以上、報告します。

議長 ただいま報告がありました。
非認定相当だということが4番ですね、それから7番が継続審議ではないかということで報告がありました。
全体を通して、質問、意見がありましたらお願いいたします。

農業委員 3番の申請ですが、これの埋立ての経緯について、もう30年ぐらいになるかと思いますが、分かりましたらお願いします。

議長 それでは、事務局お願いします。

事務局 こちら3番でございますけれども、こちらは昭和49年と昭和52年の5月に5条許可を取られてあって、昭和49年の申請はテニスコートが不足しておるという内容で、そういう施設を造りたいという内容で、今回申請人の先代の方になりますけれども、許可を取ってあると。同じく52年にその施設の駐車場の目的で転用許可がなっておりますので、その当時に造成がされていたものかと思うんですね。現地のほう、もうブロックで

1区画の敷地といたしますか、状況的には同じブロック等で囲まれたところなので、52年以降に許可を取った後造成されたものではないかと考えております。以上です。

議長 ほかに関心ある質問、意見ありましたら。

農業委員 受付番号の2番の件ですけど、現状は山林化していますけど、20年以上という事実といたしますか、それは確認してありますでしょうか。非農地として扱うのに20年以上、理由があるのかなと思っているんですけど。

事務局 非農地証明の発行基準の中に、20年以上経過しておる、いわゆる、建築物の敷地になっておるとか、道路の敷地になっておるといふ部分については20年以上というところがあります。

もう一つの発行基準の中に、耕作放棄地の観点からということで、現地の状況が山林か森林のようを呈しておるとか、継続して営農が困難な場所につきましても、その時点で非農地であるかどうかを判断することができるということでございますので、山林化等につきましても、住宅ないし建築物ないし道路とかの条件と違いましても20年という基準は設けられてはないですね。ので、今回はそういった基準で、今おっしゃったように二、三年という部分もあれば、あとは営農ができるかという部分につきましても、通常農業機械で開墾できるかどうかというところが基準になってくるのかなと考えております。以上です。

議長 ほかに関心ある質問、意見ありましたら。

農業委員 4番の件ですが、海水というのは、大潮のときに水道を逆流してくる、それを言っただけだと思っておりますので、つけ加えます。

議長 ありがとうございます。水門の蓋が閉まらんけん、それで畑に入ってくるといふ。

農業委員 横が畑で、その横に水路があったと思っておりますけど、それが元アサリの養殖といふか、一時養殖してあったのが、その水門を通過して上がっていくと。大潮のときはその水門のところから全部中に入ってくるという、基から入ってくるという。

議長 ほかに関心ある質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、採決に移ります。
番号4番と7番を除いた1、2、3、6、5番につきまして、証明書の発行に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。
続きまして、4番につきましては非認定相当だということで、非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 それでは、7番につきましては、ちょっと、まず推進委員さんも動いてもらわないかんですけれども、来月までちょっと継続審議という格好にしたいと思いますので、継続審議でいいという方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。では、そのようにいたします。

議長 それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局 議案書の33ページをお願いいたします。
議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、第3条につきまして、受付番号1番からお願いいたします。

農業委員 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長 続きまして、受付番号2番。
受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号4番をお願いします。

農業委員

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

ありがとうございました。

それでは、受付番号2番につきましては、調査部会のほうより面談を行っておりますので、調査部会のほうから報告をお願いいたします。

調査部会長

第1調査部会が担当いたしておりますので、報告をさせていただきます。

3条の受付番号2番でございます。議案書の98ページから資料がついておりますので、御覧をいただきたいというふうに思います。

申請人は、以前は陶芸教室がメインということでございましたけれども、今回に当たっては、施設の利用者に農作物を育てる喜びを体験することによって、より質の高い生活を送っていただきたいという思いから農地の今回の取得ということになっておるようでございます。

また、施設の利用者が、入所と通所の方がおられまして、約70名ほど関係してあるということで、その方たちの農業の体験の場ということに提供したいということでございます。作付的には障害のあるということでございまして、初年度は面積的には5アール程度、トマトやキュウリを作付したいということで、徐々に面積を拡大していきたいということによってあります。

利用します農業用機械につきましては、耕運機は所有してあるようでございますけれども、知り合いの同様の施設がございまして、そういうところから買ったり、また今後中古トラクターの購入等も計画されてあるという状況でございました。

農作業については、先ほど言いました農業経験者の2名の方がリードされて作付計画をされていくということをお聞きいたしております。

また、車椅子でも作業ができるような、今後通路を造ったり、あぜの改良を行うということをお聞きしておりますし、そういうような内容を面

談いたしました中で、第1調査部会としましては、作付計画できない農地部分は草刈りなどを十分していただきまして、いつでも耕作できる状態に適正管理を行うということも聞いておりますし、規模を拡大するということから、しっかり荒らさずに頑張っていたきたいということをお願いいたしております。

また、一部触れております農地改良をされる場合については、事前に委員会のほうに相談をされるように伝えて面談を終わっております。

以上、報告終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、3条申請につきまして、質問、意見がありましたらお願いいたします。ありませんでしたか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法3条第1項の規定による許可申請につきましては、32ページに記載しております7つの審査項目を判断材料として審議いただくこととなります。この7項目のうち1つでも「はい」に該当する場合は、原則許可できないということになっております。

今回、1番と2番につきましては、経営下限面積ですね、経営規模が50アールに達しないというところで「はい」ということになっておりますが、まず1番につきましては、今年の4月でしたかね、住宅に附属する農地指定申請の認定を受けた土地で、指定を受けた土地の購入ということになりますので、指定を受けた場合につきましては、糸島市独自の特例でございますが、下限面積1平米以上であればというところがございますので、こちらも例外上クリアするものでございます。

また、番号2番、につきましては、農地法上特例基準がございまして、社会福祉法人であるとか学校法人、医療法人につきましては、耕作が適切にできるものであればという部分で、そういうのを聞き取った上で下限面積50アールをクリアしなくても例外的に許可できるという施行令、施行規則の規定がございまして、そちらに該当してきまして、こちらも特例により該当してくるものでございます。

ほかの2件につきましては全て「いいえ」に丸がついておりますので、以上4件の申請につきましては、書類審査上許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、3条につきまして採決に入ります。

1番から4番につきまして、許可と判断されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

それでは、これで一時休憩といたします。あの時計で2時15分から始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

議長

それでは、ちょっと1分ぐらい早いですが、始めたいと思います。

議長

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の36ページをお願いいたします。

議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、4条からは調査部会のほうより報告をお願いいたします。調査部会長、お願いします。

調査部会長

それでは36ページですね。

議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」報告をさせていただきます。

受付番号1番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の37ページの地図をお願いしたいと思ひますし、別冊の現地調査説明資料の15ページと16ページも見ていただきたいというふうに思ひます。

農地区分は農用地区域内の農地でありますけれども、農地改良に伴う一時転用行為であるために、不許可の例外に該当し、問題はありません。

加えて、今の部分については、第1調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響もないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、受付番号2番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の42ページの地図と別冊の説明資料の別冊資料の17ページと18ページをお願いいたします。

申請地は、昨年の12月1日に農業用施設用地に用途区分の変更がなされております。農地区分は農用地区域内の農地でありますけれども、農用地利用計画の用途に供するために行う転用のため、不許可の例外に該当しまして問題はありません。

そういうことから、第1調査部会としましては、関係各課からの特に支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断をいたしております。

最後なんですけど、4条の受付番号3ですね。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の47ページの地図をお願いしたいと思います。また、別冊の調査説明資料の19ページと20ページもお願いいたします。

申請地の一部にかなり古い資材倉庫が建ってございましたし、家の方にお聞きしますと20数年来からありましたということでありました。面積的には、倉庫については200平米以下ということでありまして、転用許可不要の範囲内です。当時の手続の有無が確認できませんので、始末書は不要と考えております。農地区分は第2種農地ですが、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第1調査部会といたしましては、関係各課から特に支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

以上、報告いたします。

議長

ただいま第1調査部会長より報告がありました。
何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

番号1番の件ですけれども、これ2筆ありますが、この2筆は今のところはまだ別々になっているのか、この改良でこれを1枚にするという計画なんですか、そこいらが分かればお願いします。

事務局

こちらの現地調査を行った際に、申請地は2筆でございますが、現状は1枚の土地になっております。以上です。

議 長 何か質問、意見ありましたらお願いします。

職務代理者 番号2番についてお伺いしますが、農業用駐車場ということで面積も276平米でちょっと広いと思うんですが、これは自分のうちの農業機械の駐車場でしょうか、それとも雇用してある方の駐車場なのか、分かる範囲内でお願ひします。

議 長 農業委員。

農業委員 本人さんはドレッシング、ニンニクとかタマネギを作って、自分のところでドレッシングを作って、それをお客さんに来てもらってから販売をしておるといふうな形を取っております。自分のところの従業員の駐車場として整備するとのこと。

事務局 今ありました申請書類を見ますと、農繁期における収穫作業の農業従事者の駐車場ということで許可申請も上がっております。以上です。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、4条につきまして審査表の説明をお願いします。

事務局 農地法4条の許可につきましては、議案書の35ページに記載しております一般基準と36ページに記載しております立地基準により判断していただくこととなります。

まず、一般基準でございますが、こちら1番から3番につきましては、適当であるとか、改良であれば作付計画があるという部分で、こちらの一一般基準につきましては3件とも全てクリアする内容でございます。

36ページの立地基準でございますが、番号1番につきましては、こちら報告がありましたように農振農用地区域内の農地でございますが、改良行為に伴う一時的な転用行為ということで、改良後は農地に戻るため、不許可の例外に該当しますので、こちらはクリアいたします。

2番でございますが、こちら昨年の12月1日に農振農用地から農業用施設用地に農振の用途変更がされております。こちらにつきましても農振法で指定する用途への転用ということで不許可の例外に該当しますので、こちらのほうもクリアいたします。

3番でございますが、こちらにつきましては広がりがない農地、いわゆ

る第2種農地という判断でございますが、こちら代替地がないというところで、周辺農地にも影響がないということでございますので、こちらのほうも立地基準上はクリアするものでございます。

以上、書類的な審査上の話をしますと、立地基準、一般基準ともにクリアする内容でございます。以上でございます。

議長

それでは、4条につきまして採決を採ります。

1番から3番まで許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の52ページをお願いいたします。

議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、第1調査部会長より説明をお願いします。

調査部会長

5条の許可申請について報告をいたします。

議案書の52ページをお目通しいただきたいと思います。

受付番号の1番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の55ページの地図をお願いいたします。それと別冊の現地調査説明資料の21ページと22ページをお願いいたします。

農地区分は第2種農地でありますけれども、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第1調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見も出ていませんし、周辺農地へ与える影響がないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、受付番号2番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

地図につきましては、59ページをお願いします。また、別冊資料の23ページと24ページをお願いいたします。

今回、既存、持っております駐車場が市道の計画用地ということになったために、その代替地としての転用申請でございます。農地区分は第1種農地でありますけれども、集落に接続して設置されるということで、また業務上必要な施設でありますということで不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としましては、特に関係各課からの支障となる意見も出ていませんし、また周辺農地への影響もないことから許可相当であるというふうに判断をさせていただいております。

続きまして、受付番号の3です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の64ページをお願いいたします。別冊の調査説明資料は25ページと26ページということもお願いします。

農地区分は第2種農地であります。ほかに転用の代替地がないために問題はありません。

第1調査部会としましては、県の都市計画課との開発協議が進んでおりまして、また開発に伴い関係各課との協議も調いますということで、現行で周辺農地への影響がないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、受付番号の4番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の69ページの地図をお願いいたします。別冊では27ページと28ページもお願いをいたします。

昨年6月に、今回申請されております北側にあります建て売り住宅の転用許可が出ておりますし、また、そこに工事等に関係します進入路として申請が今回に当たる状況でございます。建て売り住宅の許可を受けた事業所と、申請人とは発注された元と下請工事店の関係ということになっております。農地区分は農用地区域内の農地でありますけれども、仮設道路の設置に伴います一時的な転用行為であるために、不許可の例外に該当しまして問題はありません。

第1調査部会としましては、関係各課からの意見、特に支障となる意見も出ていませんし、周辺に与えます農地への影響もないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、受付番号の5番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の74ページの地図をお願いしたいというふうに思います。別冊では29ページと30ページをお願いいたします。

今回、隣地の宅地を併用地といたしまして、今回4区画での建て売り住宅の計画ということになっております。農地区分は第3種農地のため問題はありません。

第1調査部会としましては、特に関係各課からの意見もありませんし、また周辺農地への影響もないということから許可相当と判断をいたしております。

続きまして、54ページですね。

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

79ページの地図を見ていただきたいと思います。また別冊の現地調査説明資料の31ページと32ページもお願いいたします。

農地区分は第1種農地でありますけれども、集落に接続して設置される業務上必要な施設ということで、都市計画課へ開発許可の意見が出ておりますが、その意見が出た後にコンテナの仮置場ということで計画を変えられておまして、開発許可が不要であるという内容を確認いたしております。特に支障となる意見は出ておりませんし、また周辺の農地への影響がないことから、第1調査部会としては許可相当等と判断をいたしております。

以上、報告を終わります。

議長

それでは、ただいま5条の報告がありました。

5条は一括して質問を受けたいと思います。質問、意見がある方はどうぞ。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、5条の審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、35ページに記載しております一般基準、それと52ページ以降に記載しております立地基準というところで判断していく状況でございますが、まず、35ペ

ージの一般基準でございますけれども、こちら資力及び信用が適当であるとか、見込みがある、または作付計画があるというところで、この項目につきましては、一般基準につきましては全ての案件が満たすという内容でございます。

52ページの立地基準でございますが、まず1番につきましては、こちら第2種農地ということになりまして、代替地がない場合は許可することができるということでございますので、クリアするものでございます。

2番につきましては、こちら集落内にある事業所の業務上必要な施設ということで不許可の例外規定に該当してきますので、こちらのほうもクリアすると。

3番につきましては、先ほども出ました一般基準につきましては、計画が、これは開発協賛中ということではございますが、立地基準的には広がりがない農地でございますので、代替地がない場合は許可ができるというものでございます。

4番につきましては、農用地区域内の農地ということでございますが、一時的な転用行為で、仮設道路後は農地に戻るということでございますので不許可の例外に該当して、こちらもクリアする。

5番につきましては、第3種農地ということで原則許可ができるという内容でございます。

54ページ、最後の6番でございますけれども、こちら第1種農地ということではありますが、業務上必要な施設という内容で立地基準上はクリアするものでございます。

以上、一般基準、立地基準ともにクリアするものと言えるかと思いません。以上でございます。

議長

それでは、採決に入ります。

5条の1番から6番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

議長

それでは、次の議案に入ります。

事務局

議案書の84ページをお願いいたします。

議案第23号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取につい

て」につきまして御審議をお願いいたします。

所管課のほうが見えておりますので、説明をお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課担当者より説明をお願いいたします。

農業振興課

本日はよろしくをお願いいたします。

議案第23号の説明をさせていただきます。

資料の84から88ページをお願いいたします。

まず、申請者は以前からお父様のお手伝いをされていましたが、1年前に会社を退職し、就農されてあります。水稻と季節野菜でキュウリを主に育ててあって、新規の認定農業者の申請であります。

現在は水稻とキュウリの栽培ですが、今後、キュウリのビニールハウスを新調し、規模拡大を計画されてあります。現在は家族4人で農業に従事されてありますが、規模拡大に対応して雇用も検討されてあります。

以上の内容から生産量を増やし、所得の向上を目指す、経営の改善に向けた内容となっており、認定相応であると考えております。

農業委員会におきまして御審議をお願いいたします。

議 長

ただいま報告がありました案件につきまして、質問などありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に入ります。

申請に対しまして許可となる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の89ページをお願いいたします。

議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」につきまして御審議をお願いいたします。

こちらは、所有権移転の内容でございます。

それでは、内容を説明いたします。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

ページが変わりまして、90ページでございます。

番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上3件でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局のほうより説明がありましたが、質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
原案の利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次の議事に入ります。

事務局 議案書の92ページをお願いいたします。
議案第25号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」につきまして御審議をお願いいたします。

議長 それでは、第1調査部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長 受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の93ページの地図をお願いしたいと思います。

別冊の資料では、現地調査説明資料の33ページと34ページを見ていただきたいというふうに思います。

現地が現在作付はありません。遊休農地となっております。また県道の側はガードレールが設置されておるということで、住宅の敷地以外からは入れないという状況を確認いたしております。

そういうようなことで、第1調査部会としましては、遊休農地であるということと、住宅の所有者以外の方が耕作に入られるということは困難であるため、住宅に附属する農地の指定ということで、指定相当と判断をいたしております。

以上、報告を終わります。

議長

ただいま報告がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、事務局より審査表の説明をお願いします。

事務局

住宅に附属する農地指定の申請につきまして、議案書の91ページに掲載している7項目ですね、これによって判断材料としていきますけれども、まず住宅に附属する農地の指定要件ということで、(1)番につきまして、もともと住宅と農地の所有者が原則として同一という部分につきましては、こちらは住宅の取得後1年の間に農地法3条の許可見込みがあるかどうかという場合も勘案いたしますので、今回、相続したようでございますが、もともとの所有者が同一であるということで、こちらは適合しておるという判断でございます。

(2)所有権移転登記の際に支障となる権利があるかどうかにつきましては、地上権等支障のある権利の設定はございませんので、適合ということになります。

3番につきましても、こういう利用権の設定はございません。

(4)番につきましては、住宅部分、宅地部分と農地が同一、隣同士でございますので、こちらも適合と。

(5)番、原則として20アール以内につきましては、適合でございます。

(6)番、農地の全部、または一部が遊休農地である。こちらは現地調査により遊休農地であるということで適合しております。

(7) 番につきましては、調査部会の意見でありましたとおり、ほかに耕作する方、ほかの者が耕作困難ということもありまして、こちらについても適当であるという内容でございます。

以上、審査項目についての説明は以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

住宅に附属する農地指定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の95ページをお願いいたします。

議案第26号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」につきまして御審議をお願いいたします。

こちらにつきまして、別冊のほうを準備しておりますので、こちらのほうの御準備をお願いいたします。

こちらも別冊の内容でいきます。

まず、ページをめくっていただきまして、こちらの農業委員会事務の実施状況の公表につきましては、平成28年3月に農水省の経営局の農地政策課長通知によりまして公表することとなっております。

今回、こちらの令和3年度、また4年度に向けて作成いたしましたので、この内容を確認後にホームページに公表していくものでございます。公表予定としては7月を予定しております。

それでは、別冊資料の2ページからでございます。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということで、まず農業委員会の状況としまして、農業の概要ということで、耕地面積につきましては、農水省の統計による調査面積を記載しております。田の3,480ヘクタール、畑721ヘクタールということで、4,200ヘクタールというところでございます。

経営耕地面積につきましては、こちらは農林業センサスの結果のほうを記載しております。遊休農地面積につきましては、昨年度の農地利用状況調査によりまして農地分類として耕作可能な面積というところで遊休農地面積のほうを掲載しておりまして、106ヘクタールが遊休農地という内容でございます。

一番下の農地台帳面積につきましては、こちらは農地台帳システムに登録してある農地面積のほうを計上しております。農業センサスにつきましても調査の結果ということでなかなか数値は合わないところがございますが、こちらが実情の概要でございます。

次に、その下の段でございます。

総農家数、自給的農家数、こちらの下の方、左から1番目、2番目につきましては、農林業センサスの結果に基づいた記入でございまして、総農家数とか販売農家数を計上させていただいております。

2段目の表の右側、認定農業者とか基本構想水準到達者につきましては、農業振興課のほうに令和3年度の結果を聞きますと、363経営体で到達者が6人ということで、認定新規就農者も25人ということでございます。農業参入法人につきましては、41団体あります。

次に、2番の農業委員会の現在の体制ということで、農業委員数につきましては、定数19、実数19で、認定農業者、助成の農業者ということで19名ということになっております。農地利用最適化推進委員につきましても、定数の実数が34で地区数が旧での地区ということで14ということになっております。

3ページでございますが、担い手への農地利用集積・集約化ということで、まず現状としましては、3年の農地利用集積4,200ヘクタールに対しまして集積面積が2,320ヘクタールと、これは累計でございます。集積率が55.2%という内容でございます。満了の更新という部分もありますが、なかなか権利未設定の部分が多く見受けられるのではないかと課題を掲示しております。

2番目の3年度の目標及び実績ということで、基本、管内の農地面積に対しまして80%を集積するという目標の中で集積目標を定めておまして、令和3年度につきましては2,692ヘクタールでございまして実数が2,320ということで、達成状況としては86.1%という内容でございました。

目標の達成に向けた活動ということで、要件設定の設定時期に合わせた内容で更新時期とかを推進委員、農業委員さんのほうで対応していただいて利用促進を図るという内容でございます。

4番目の活動に対する評価ということで、こちらはその目標面積を下回る結果となりましたけれども、耕作放棄地の解消に向けた部分につきましては、ある程度全体的には耕作放棄地の面積が増えておりますが、中にはやはり前年度が遊休農地化だった分は耕作されていた部分が見受けられますので、こういう記載としております。

4ページの新たに農業を営もうとする者の参入促進ということで、こちら平成30年度からの実績を記載しておまして、新規参入の団体のほうは例年10以上あります。令和3年度の目標としましては、10経営体5

ヘクタールということでございましたが、16経営体がございまして、参入面積が12.5ヘクタールということでございましたので、目標には達している状況かと思えます。

ただ、活動計画としましては、推進委員、農業委員さんの活動があったのではないかという記載をしております。

評価でございますが、超えたことはいい内容でございますけれども、今回、新規就農者の定着状況という部分は今後継続して活動、定着状況の調査等を行うべきではないかというところで上げさせていただいております。

5ページの遊休農地に関する措置でございますが、こちらは4,200ヘクタールに対して106ヘクタールということで、条件不一致が多くて、例年、再生可能な農地の面積につきましては例年減っていったおるんですけれども、なかなか耕作困難な土地になっていく面積が増えていく状況でもございますし、やはり条件不一致が多いため、再生してもまた不耕作な状況が出てしまうというのを課題として上げております。

2番の令和3年度の目標及び実績でございますが、例年、予算の関係もございまして、耕作放棄地の解消ということで例年4ヘクタールを解消目標としておりますが、今年度につきましては再生面積が0.4ヘクタール、4,000平米でございました。この分につきましては、なかなか再生の相談等を受けてきておったのが2.7ほどあったわけでございますが、やっぱり地権者の都合、実施者の都合によりまして、今回0.4ヘクタールにとどまったというところで、こちらは再度推進が進むのではないかと考えております。

次の、3番の達成に向けた活動ということで、利用状況調査の後、やはり農業委員さん、推進委員さんのほうのマッチング等が出てくるということになるところでございますが、利用状況調査につきましては、例年6、7、8月でやってきております。こちらは農業委員さん、推進を合わせて53人ということで、利用状況調査後の意向調査も3月に行っている状況でございます。

4番の目標及び活動に対する評価でございますが、やはり活動に対する評価としましては、結果は耕作放棄地の面積、困難な面積も増えてきておる状況でありますので、さらなる対策が必要であるという内容で記載させていただいております。

6ページの違反転用への適正な対応でございますが、違反転用面積は約9ヘクタールございまして、なかなか農地パトロールをする部分で指導等を行ってきておりますが、また別の部分でも発生するところがありますし、なかなか原因者等で違反状態の状況が長期化する傾向があるというところで課題を上げております。

前年度に対しまして0.9ヘクタール増えたところでこのたび9ヘクタ

ールという内容でございますが、中には解消したものもございますけれども、違反転用のほうも徐々にまた長期化、結果が出ない状況であります。

活動の計画につきましては、やはり早期発見という部分、呼出し指導ということも本日行いましたけれども、そういう部分の強化が必要ではないかというところも上げていきたいと考えております。

ページをめくっていただきまして、7ページでございますが、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、農地法の第3条の許可申請につきましては、3年度の実績としましては95件ということで、やはり前年度より約20件増えておるという状況。こちらは令和3年度で増えてきておりますし、令和4年度も当初増えてきておりますので、なかなかこういう3条申請も件数が上がってきておるのではないかと考えております。

2番目の転用に関する事務ということでございますけれども、こちらも1年間の年間処理件数が96件、こちらは許可申請に対して調整区域及び移譲地域の部分、許可申請でございますが96件ということで、こちらも月当たり2.何件かずつ増えた状況で、月当たり平均にしますと、やはりこちらも20件弱例年より増えてきておる状況でございます。

8ページの農地所有適格法人につきましては41法人ございまして、こちらは報告件数が6件ほど上がっておりませんので、こちらは早急に通知したいと思っております。

4番、情報の提供等でございますけれども、賃借料情報の調査・提供ということで、こちらは毎回年度が終わるときに当該年度の賃借料の部分の報告といたしますか、公表をしております、こちらも情報提供ということで上げております。利用権などを含めたところで令和3年度は484件あったという内容で、こちらにつきましては、志摩、二丈、前原地域別と地目別と、10アール当たりの賃料を載せたところで公表しているものでございます。

また、農地台帳の整備につきましては5,644ヘクタールということで、情報の旧システムの活用にとどまっておりますので、新システム併設の移行フェーズ2の移行期間中、まだ期間がありますが、期間内には新システムの移行への整備というのが必要になってくるということで記載しております。

次の9ページでございますけれども、地域農業者等からの主な要望・意見ということで、農地利用最適化に関する事務という部分につきましては、こういう記載内容、農地法等によりその権限に属された事務につきましては、こういうふうに最適利用に関しては新規就農者への支援というような、新たに農地を探している方の支援というところ、探していただきたいという声が多く上がっておりますが、具体的な紹介というものもなかなか出てこない状況でございますが、今後も続けていきたいという内容で記載さ

せていただいております。

令和3年度の部分については以上でございます。

続きまして10ページ、令和4年度の目標達成に向けた活動計画ということで、こちらの数値につきましても同じ数字でございます。3月末と4月1日と変化しておりません。農業委員の体制につきましては、今回任期は令和7年3月31日となっています。

11ページの担い手への集積・集約化でございますが、こちらにつきましても集積目標、こちらはやはり4,200ヘクタールの中で集積率を約8割と設定ということがございますので、この3,360ヘクタールという目標を掲げた次第でございます。

新たな参入促進でございますが、例年10経営体以上増えておりますので、令和4年度につきましても冒頭の参入者数というの見込みたいと考えておりまして、10経営体まで、やはり1経営体当たり5,000平米以上というところで、5ヘクタールで計画をしております。

12ページの遊休農地に関する措置でございますが、こちらはまだ106ヘクタールに対してこの部分を減らしていくという対策になってくるかと思っておりますが、そのためにも耕作放棄地とならないように、農業委員、最適化委員の担当地域ごとにマッチング等の取組が必要ではないかと考えております。

違反転用の対応につきましては、こちらにもパトロールの強化とやはり指導面での強化というところが出てくるものかと思っておりますので、こういう記載をしております。

以上、こういう内容で公表したいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の農業委員会事務の公表についてということで説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

農業委員

11ページの集積目標なんですけど、私はいつも思うんですけど、日本の農業は外国の農業と全然規模が違うんですね。

うちも6月に入って水路の水をどうされるかを聞きますが、これは大型の農家ばかりに集積したら1戸当たりがもう全然、土地持ち農家というより、どうにかそこら辺りの意識があって取られてあるんですけど、将来的には、土地を持っておっても自分は農家じゃないというふうな考え方の人が多いんですね。

そこ辺りは、お偉方さんは机の上の計算しかせんから外国の農業を見習った数字を出してきよると思うんですけど、先日のどこの新聞か忘れたんですけど、やはり日本型の日本の農業は中小の農家もあってからの農業経営

が成り立つというふうなことが書いてありまして、私も同感だと思います。

もし、何か上に対して機会があったら、現場の声としてそこら辺り。大規模経営者になられる方の意見はまた違うかもしれませんが、私はそのように日頃から考えております。以上です。

議長

よろしいでしょうか。
ほかに何かありましたら。

農業委員

ちょっと考え方をお尋ねしたいと思いますが、遊休農地は年々増えるばかりの状態です。特に、山間部においては高齢化に伴って耕作放棄者が出てくる、効率が悪いからそれを解消しようと思っても受け手がいないというような実態が続いておりますが、農地はあくまでも守らんといかんとは思いますが、どうしたものかなと思って、無理に守ると耕作放棄地が増えるばかりじゃないかと思うんですが、その辺の考え方をちょっと教えていただきたいと思います。

事務局

農業委員さんも最適化推進農業者というところで遊休農地、この分を解消するというところになってくると、やはり新たな担い手の確保も出てきましようし、高齢化が進んでもというところでございますので、やはり農地を守る観点からちょっと意見としてはそういうふうになってくるかと思うんですね。

事務局長

一応、市としましては、耕作放棄地は解消していかなければならないということで、現段階では年間4ヘクタール程度の耕作放棄地を解消していきたいということで、先ほど計画の中でも申しましたように、推進委員さん、農業委員さんと共に考えていかなければいけないというふうな話をさせていただいているところなんですけれども、その中でやはりどうしようもない、要は耕作放棄地を農地に戻すことができないという部分については、また別の方法で検討もしていかなければいけないんだろうというふうには考えはしております。

ただ、農地を守らなければいけないという立場では、あくまで耕作放棄地を解消していく取組をまずはやると。その中でどうしても手をつけられない部分については別の方法で何か考えると、農地ではない方法にできないかといろんな部分で考えるというふうなことは、少し検討は必要かなというふうに思っております。

農業委員

実際、耕作放棄地を次の担い手の方に、素人ですが、ある意味平地での耕作放棄地の受け手はあるわけですが、山間部のそういう放棄地について

はもう検討もされない実態ですね。

それで、一部には近所の若干若い方に耕作をしてもらったりはしよるけど、その方も年を取って、今はもう本人も含めてですが、作り手がない状態でとなると大変だというような本人の心配も併せて、なくなった際の作り手も、もちろんそっちの子供とか孫も農業をしていないわけですが、そういう状態が続いております。山間部はどうしようもない状態ですね。

事務局長

一部、国のほうで耕作放棄地に対して、要は植林化なり山林化をすることで補助金を出していこうという動きも一部はあるようですけれども、そういったものも含めて検討する必要があるだろうというふうに思っておりますし、ある地区では、先ほど申されましたように、山つきのほうと平地といいますか、広い圃場が取れるところと、やはり状況は変わるだろうというふうに思っておりますので、その部分につきましては一部の地域で圃場整備だとか、いろんな部分の計画もあるようですので、そういった方向も含めて市としては地元と協議をしながら進めていく必要があるのかなというふうに思っております。

議長

ほかに何か質問、意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、ちょっと時間も来ておりますので、採決を採りたいと思います。

この内容について、同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

全ての議事が終わりました。

議長

その他のほうに移ります。

事務局

すみません、御審議ありがとうございました。

それでは、議案書の96ページ以降につきまして報告させていただきます。

96ページにつきましてはあっせん議案でありましたが、てんまつについての報告でございます。

97ページにつきましては、今年の2月に農地法の3条の売買許可申請のほう申請されて、この分許可が出たわけでございますが、このたび譲渡人と譲受人連名で許可の取消しをとということで、まずは借地、利用権設定をして、所有権移転から貸借権の設定に変えたいという意向の中で取消し願いが出ましたので、御報告させていただきます。

98ページから103ページにつきましては、営農面談資料でございます。

104ページにつきましては、農政対策委員会の報告を載せておりますので、委員会のほう、よろしければ御報告をお願いいたします。

議長

それでは、農政対策委員会の報告をお願いいたします。

農業委員

事業計画としまして、農政対策を年6回しまして、最適化推進会議を年4回、それから委員会研修を4回ということで計画しております。

それから、今日、推進会議がありますので、そこで推進委員さんたちとの勉強会というか、研修会みたいなのも含めて、今度、視察研修というのは7月ぐらいに、2年間できておりませんでしたので、視察研修をできたら一緒にやりたいんですけども、まだコロナ禍でどういうふうな状況になるか分かりませんので、農業委員さんだけでもできたらなということで考えております。

それから、広報のほうでは7月と9月に2回出すようにしております。

それから、農政対策としましては、本当に今までできなかったもので、主にやっぱり視察研修ができたところでの計画をしていきたいのと、今年は調査が終わってから後にですけども、マッチングを計画しておりますので、またそこら辺のところの研修会あたりを含めてやりたいと考えております。以上です。

議長

それでは、農地対策のほう、報告をお願いします。

農業委員

第1回の農地対策A班の現地調査報告を行います。

4月19日に前協議持ち越しの問題ある案件を中心に調査を行いました。

番号1番。

【資料に基づき報告】

農地改良後の作付確認で行きました。石段のあるほうの農地には、かんきつ系作物とハーブがところどころ植えてありました。係の方の話では、ハーブの苗を準備しているとのことでした。しかし、下段の農地には相変

わらず一面芝生で覆われて、テントが張られていました。

水耕栽培の区割りには一部クレソンがありました。栽培されているという状況ではありませんでした。北側からの店の進入路は閉ざされていないところがところどころありました。

以上のことを県に報告するようにいたしております。

番号2番。

【資料に基づき報告】

農地改良後の作付確認です。最近、また石や廃材が置いてあるとの通報があり、見に行きました。大きな木の根も数個あり、一部耕作して野菜苗が置かれていましたが、全体的には資材置場という印象を受けました。

本日、本人に呼出しをかけて聞き取りを行っております。本人の言われるのには、従業員が勝手に廃材を置くと、私は片づける一方で、早く畑にしたいというふうな勝手なことを言われまして、じゃあ片づけるのならいつをめどに仕上がりますかということで聞きましたら、2か月ぐらいは猶予を下さいということで、じゃあそのときにまた見に行きますということをおっしゃっております。

番号3番。

【資料に基づき報告】

トラックの荷台が無断で置いてあるとの通報があり、見に行きました。中を見ますと、農機具が入れてありました。

農地法では200平米未満の転用は届出だけで済みますが、都市計画法や建築基準法に照らし合わせると違法となり、今後は関係各課と本人との話し合いをしてもらうようお願いしています。

番号4番。

【資料に基づき報告】

4条での農地改良の案件です。

本来ですと、今年の6月までに完了する案件ですが、搬入土の調達不足で未完了のままです。今月中には完了のことということで見に行きました。

のり面が急勾配で一部ひび割れも確認でき、危険な状態でしたので、県に報告してもらうようにしております。

番号5番。

【資料に基づき報告】

農振担当者より農地以外の土地利用になっているとの通報があり、見に行きました。

農地は管理されていましたが、一部が車の整備工場と工具を入れる倉庫として利用されていました。ご家族がおられたので話を聞いて、農地法違反になることを伝え、書面で解決に向けての手續方法を郵送しますので農業委員会に来てもらうよう案内いたしました。

番号6番。

【資料に基づき報告】

新規就農者の営農状況の確認に行きました。

イチゴの高設栽培をされるという予定です。現在はまだ準備中で、新たに温室を建設してありましたが、無断で農地改良をされていました。また、利用の確認ができないほど埋めてあり、入り口のところには倉庫を改造し、店舗らしき建物が見受けられました。農業委員会事務局に説明に来てもらうよう案内を出してもらうようにしております。以上です。

事務局

ありがとうございました。

それでは、議案の108ページにつきましては、4月に農業経営改善計画の認定をした新規分のやつと更新分を入れた分のリストがございますので、御一読いただければと思っております。

それでは、議案書の1ページ目に戻っていただきまして、今後の日程でございます。

【資料に基づき説明】

今後の予定については、以上でございます。

その他につきましては、事務局のほうからはない状況でございます。以上です。

議長

それでは、ほかにはありませんので、その他の項はよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

じゃあ、これで。

事務局

すみません、それでは2時を過ぎまして、ありがとうございました。
閉会の挨拶をしたいと思います。
丸山副会長、お願いいたします。

副会長

本日は、慎重審議ありがとうございました。
今日、13時からという早めの会議でしたけれども、この後、第1回の
糸島市農地利用最適化委員推進会議もありますので、引き続きよろしくお
願いいたします。
それでは、これもちまして第3回糸島市農業委員会総会を閉会いたし
ます。どうもお疲れさまでした。

令和4年5月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

4 番 田 中 正 一

12番 宗 孝 幸